



平成 22 年 4 月 30 日

各 位

会 社 名 ユニ・チャーム株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 高原 豪久
(コード番号：8113、東証第一部)
問合せ先 執行役員 知財法務本部長 岩田 淳
(TEL. 03-3451-5111)

当社子会社であるユニ・チャーム ペットケア株式会社株式に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

ユニ・チャーム株式会社（以下、「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、ユニ・チャーム ペットケア株式会社（東証第一部、コード番号：2059。以下、「対象者」といいます。）の普通株式を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、本日開催の取締役会にて、本公開買付けの不成立を解除条件に、当社を存続会社、対象者を消滅会社とし、その対価として金銭を交付する吸収合併（効力発生日：平成 22 年 9 月 1 日。以下、「本合併」といい、対価として交付される金銭を「本合併対価」といいます。）を実施する旨を決議し、当社と対象者は、本日付けで本合併に係る合併契約（以下、「本合併契約」といいます。）を締結いたしました。その内容の詳細等につきましては別途当社及び対象者公表の本日付け臨時報告書及び本日付け「ユニ・チャーム株式会社とユニ・チャーム ペットケア株式会社の公開買付けの不成立を解除条件とする合併契約締結に関するお知らせ」をご確認ください。

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

当社は、現在、対象者の普通株式 10,840,000 株（平成 22 年 2 月 12 日現在の対象者の発行済株式総数 29,360,000 株に対する所有株式数の割合（以下、「所有株式割合」といいます。）：36.92%（小数点以下第三位四捨五入。以下、別途記載する場合を除き、比率の計算において同様に計算しております。なお、対象者の発行済株式総数は、対象者の平成 22 年 3 月期（第 32 期）第 3 四半期報告書（平成 22 年 2 月 12 日提出）（以下、「第 32 期第 3 四半期報告書」といいます。）に基づいております。)) を所有しており、実質支配力基準に基づき、対象者を連結子会社としております。この度、当社は、対象者との経営統合を企図し、対象者の発行済株式（当社が所有する対象者の普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）の全ての取得を目的として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。また、当社は、本公開買付けの不成立を解除条件として、後記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社を存続会社、対象者を消滅会社とし、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主に対し、それぞれが所有されている対象者株式と引換えにその対価として金銭を交付する吸収合併を実施する予定です。

なお、当社は、当社の代表取締役社長である高原豪久氏（所有株式数：60,000株、所有株式割合：0.20%）より、本公開買付けへの応募及び本合併につき同意を得ております。

本公開買付けにおいては、本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをした株主（以下、「応募株主等」といいます。）が本公開買付けに応じて売付け等をした株券等（以下、「応募株券等」といいます。）の数の合計が8,640,800株に満たない場合には、応募株券等の全部の買付けを行わないものとしております。かかる本公開買付けの買付予定数の下限は、対象者の株主の意思を尊重する観点から、発行済株式総数（29,360,000株）から対象者が所有する自己株式（1,332,625株）、高原豪久氏が所有する株式（60,000株）、及び当社が以前より所有する対象者株式（10,840,000株）を除いた株式数における議決権（171,273個）の約50.1%の議決権（85,808個）に相当する株式数（8,580,800株）に高原豪久氏が所有する株式（60,000株）を加えた株式数に設定しており、これにより、当社及び高原豪久氏以外の対象者株主の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けは成立しないこととなります。本公開買付けの買付予定数の下限を上記8,640,800株と設定することで、本公開買付けが成立した場合に当社が新たに取得する対象者の株式数と当社が本公開買付け以前より所有している対象者の株式数10,840,000株との合計は19,480,800株（議決権：194,808個）以上となり、平成22年2月12日現在の対象者の発行済株式の総数である29,360,000株（第32期第3四半期報告書における記載に基づいております。）から、対象者が平成21年12月31日時点で所有する自己株式1,332,625株（第32期第3四半期報告書における記載に基づいております。）を控除した28,027,375株に係る議決権（280,273個）に対する当社の保有議決権の割合（以下、「保有議決権割合」といいます。）は約69.51%以上となります。なお、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。

また、当社は、本公開買付けの成立を条件として、株式会社三菱東京UFJ銀行から本公開買付け及び本合併に要する資金の一部（600億円）を借り入れることを予定しております。残額部分につきましては、当社の預金を充当する予定です。

なお、対象者によれば、対象者は、後記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針」の i. ないし v. に記載される本公開買付け及び本合併の戦略的意義、後記「(3)本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置」の「②対象者における独立委員会の設置」に記載される独立委員会からの答申、対象者の財務アドバイザーである日興コーディアル証券株式会社（以下、「日興コーディアル証券」といいます。）から取得した対象者の株式価値に関する株式価値算定書（以下、「対象者算定書」といいます。）等を踏まえ、本公開買付け及びこれに続いて行われる本合併は、当社グループ全体としての相乗効果を早期に創出し、対象者の営むペットケア関連事業の事業価値の向上に資するものであり、また、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下、「本公開買付け価格」といいます。）及び本合併対価は妥当なものであり、対象者の株主に対しても、合理的な価格による対象者株式の売却機会を提供するものであると判断し、本日開催の対象者取締役会において、本公開買付けについて賛同する旨の意を表明するとともに、対象者の株主に対し本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行ったとのことです。かかる取締役会においては、利害関係を有しない取締役の全員一致で当該決議が行われたとのことです。なお、当該取締役会の決議方法に関し、利益相反回避の観点等から対象者が講じた措置については、後記「(3)本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置」の「④ 利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針

当社並びに当社の子会社及び関連会社からなる当社グループは、「NOLA&DOLA」(Necessity of Life with Activities & Dreams of Life with Activities)の企業理念の下、創業以来長年培った不織布・吸収体の加工・成形技術を駆使し、ベビーケア関連製品、フェミニンケア関連製品、ペットケア関連製品等の製造・販売を主な内容として事業活動を行っております。

当社グループは、国内市場の再活性化と共に、平成20年策定の新中期経営計画「グローバル10計画」で定めた、アジアを中心とした海外事業における市場成長の促進と業容の拡大を最重要課題として企業改革を推進し、現在世界80カ国以上で紙おむつや生理用品などを提供しております。しかしながら、世界的な景気後退が堅調に拡大してきたアジア各国の経済成長へも影響を及ぼし、経営環境は厳しさを増してきております。当社グループは、このような状況下においても、引続きアジア地域を中心とする市場でのNo. 1のシェアを堅持すると同時に、参入エリアを拡大し、世界シェア10%の獲得を目指し、今後も継続して企業改革を進めていく予定です。

また、当社及び当社グループは、昭和61年以降に当社の新規事業としてペットケア関連製品の製造・販売を行ってまいりました。その後、当社は1990年代後半に吸収体の事業に経営資源を集中させる方針をとったため、平成10年10月に当時当社の子会社であったユニ・タイセイ株式会社(現対象者)にペットケア関連製品の製造・販売事業を譲渡いたしました。その後、対象者は、当事業の経営改革の過程で資金確保が必要であったため、平成16年10月にペットケア関連製品メーカーとして初の株式上場を果たし、平成17年9月からは株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)市場第一部に指定されています。

当社グループは、国内のペットケア関連事業については、社会情勢の変化等により少子高齢化、晩婚化が進み、また多くの心を痛める社会現象が発生する昨今において、「癒し」の対象として、ペットに対する関心が高まっていること、また、ペット飼育に対応可能なマンションの大幅な増加等によりペット飼育の環境が整ってきている状況にあることから、今後もペットケア関連製品に対する需要が伸びていく等、将来に亘り有望な事業領域であると考えております。かかる状況下、今後とも有望な国内ペットケア関連事業において今後の更なる成長・拡大スピードを上げるためには、対象者単独の経営資源で事業運営するよりも、当社とのシナジー効果を最大限に活かす事が最も有効であるという判断に至りました。

また、当社グループは、ペットケア関連製品に係る海外市場について、現在北米や欧州の市場規模が日本の市場規模に比して遥かに大きいこと、また、新興市場の台頭も目立ってきていることから、ペットケア関連製品については、世界的な市場拡大基調が継続すると考えております。特に、中国においては富裕層のみならず中間層及び都市部の人々の生活向上に伴い、市場成長の傾向が顕著に見られており、そのような状況において、対象者の強みである嗜好性技術・不織布加工技術と、当社のリソースを活用することで、今後ペットケア関連事業についても積極的な事業展開を開始する予定です。

これまで対象者は、当社の連結子会社として、一定の緩やかなガバナンスの下で上場企業としての独立性を維持しつつ、当社と対象者間での一定のシナジーを活用し、事業運営を遂行してこられました。現在、対象者は、国内ペットケア関連市場において市場シェア第1位の地位にあります。第2位以下との差は僅かである中、同市場はシェア上位5社での占有度が未だ50%弱であることから、今後寡占化が進んでいくものと想定されております。同市場には、ペットケア関連事業における主要なグローバル企業が全て参入しており、市場の寡占化の過程で今後更に激しい競争が予想され、対象者としては、今後の市場寡占化が進む中で、早急に絶対的な

No. 1 シェアを獲得する必要があるとのことです。また、昨年来の消費不況・デフレ景気という経済環境下、消費者のペットケア関連製品に対する品質・価格への要求は従来に増して厳しくなっており、国内ペットケア関連事業において対象者が将来に亘って発展を続けるためには、マーケティング力・商品開発力・購買交渉力・本社機能等、一段と強固な事業基盤を早急に再構築する必要があるとのことです。さらに、成長過程にある海外市場においては、非常に有望な事業機会が存在しますが、対象者が海外事業を立ち上げるために、営業拠点・販路・海外での事業の知見といった新たな事業基盤を早急に確立する必要があるとのことです。そのため、当社と対象者は、平成22年1月頃から両社の企業価値をより向上することを目的とした諸施策について協議・検討を重ねてまいりました。当社は、国内事業において更に強固な事業基盤を築き発展と飛躍を遂げることに、また、今後成長が期待される海外での両社事業を強化するためには、更なる経営の機動力や柔軟性の確保、両社人材の有効活用を含めた経営資源のグループ全体の枠組みの中での最適化、両社共同での追加的戦略投資による事業拡大等、シナジー効果の速やかな創出が可能となるよう両社が1つの組織体として事業に邁進することが必要と判断し、本公開買付け及び本合併を実施することが最適であるとの結論に至りました。

また、対象者にとっても、本公開買付け及び本合併は、以下の点においてシナジー効果が見込めるため、戦略的意義が十分であると考えているとのことです。

- i. 当社の国内外における生産拠点・物流網・購買交渉力等、当社グループ全体としての機動力や柔軟性を確保できること
- ii. 当社グループ全体としての、商品開発・マーケティング・本社機能等に関する国内外の人材の有効活用を含む、経営資源の最適化がはかれること
- iii. 海外戦略における当社プラットフォーム（営業拠点や販路）の活用により安全性が高く迅速な海外展開が見込めること
- iv. 当社グループ全体としての資金力を活かした投資が可能になること
- v. 上場維持コスト等の負担軽減と、親子上場に係る潜在的な利益相反問題の可能性を排除できること

その結果、当社は、本日開催の当社取締役会において、本公開買付けの開始を決定するとともに、本合併契約の締結についての決議を行い、本日付けで対象者と本合併契約を締結するに至りました（本合併契約の内容等につきましては、別途当社及び対象者公表の本日付け臨時報告書及び本日付け「ユニ・チャーム株式会社とユニ・チャーム ペットケア株式会社の公開買付けの不成立を解除条件とする合併契約締結に関するお知らせ」をご確認ください。）。

なお、当社は、対象者との本合併後も、カンパニー制の活用等によりペットケア関連事業運営の自主性を重視した組織体制を維持し、対象者従業員や経営陣への配慮を尽くし、またユニ・チャーム ペットケアブランドも維持することを想定しております。

(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置

当社は、対象者が当社の連結子会社であることに鑑み、本公開買付け価格及び本合併対価の公正性の担保、本公開買付けの実施及び本合併契約の締結を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、並びに利益相反の回避の観点から、以下のように本公開買付け及び本合併

から構成される一連の取引及びその条件の公正性等を担保する措置を実施いたしました。

(なお、以下の記述中の対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。)

① 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格及び本合併対価の公正性を担保するため、本公開買付価格及び本合併対価を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としての財務アドバイザーであるモルガン・スタンレー証券株式会社（以下、「モルガン・スタンレー」といいます。）に対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。モルガン・スタンレーは、対象者について、市場株価分析、類似企業比較分析及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー（以下、「DCF」といいます。）分析による算定を行い、当社はモルガン・スタンレーから対象者の株式価値に関する株式価値算定書（以下、「公開買付者算定書」といいます。）を取得いたしました（なお、当社は、モルガン・スタンレーから本公開買付価格及び本合併対価の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。）。

なお、モルガン・スタンレーによる対象者の1株当たり株式価値の算定結果の概要は、以下のとおりです。

価値評価算定方法	対象者の1株当たり株式価値の算定レンジ
市場株価分析	2,977円から3,115円
類似企業比較分析	2,652円から3,346円
DCF分析	3,352円から4,732円

市場株価分析では、平成22年4月28日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の基準日の終値3,115円、直近1ヵ月平均値3,061円（小数点以下四捨五入）、直近3ヵ月平均値2,977円（小数点以下四捨五入）及び直近6ヵ月平均値3,007円（小数点以下四捨五入）を基に、対象者普通株式1株当たりの価値の範囲を2,977円から3,115円までと分析しております。

類似企業比較分析では、モルガン・スタンレーは、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、対象者普通株式1株当たりの価値の範囲を2,652円から3,346円までと分析しております。

DCF分析では、対象者から入手した事業計画に、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素及び経営統合を行うことにより創出が期待されるシナジー効果等を考慮した、平成23年3月期以降の当社による対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式1株当たりの価値の範囲を3,352円から4,732円までと分析しております。

モルガン・スタンレーは、対象者株式の価値算定に際し使用した、当社にて一定の調整を加えた対象者事業計画、及びその他の対象者資料等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておらず、ま

た検証の義務を負うものではありません。また、モルガン・スタンレーは、対象者の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、また第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。モルガン・スタンレーは、本公開買付け及び本合併が適法かつ有効に実施されること、本公開買付け及び本合併の税務上の効果がモルガン・スタンレーに提示された想定と相違ないこと、及び本公開買付け及び本合併の実行に必要な全ての政府、監督官庁その他による同意または許認可が、本公開買付け及び本合併によりもたらされると期待される利益を何ら損なうことなく取得されることを前提としており、これらについて独自の調査を行う義務を負うものではありません。なお、モルガン・スタンレーは、本公開買付け及び本合併実施後に予定されている当社と対象者の合併手続きに関連する税務上の効果は、算定上考慮しておりません。

当社は、モルガン・スタンレーから取得した公開買付者算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に本日開催の取締役会の決議によって、本公開買付価格及び本合併対価を1株当たり金3,825円と決定しました。

なお、本公開買付価格及び本合併対価である1株当たり金3,825円は、平成22年4月28日の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の普通取引終値の3,115円に対して22.8%（小数点以下第二位四捨五入）、過去1ヵ月間（平成22年3月29日から平成22年4月28日まで）の普通取引終値の単純平均値3,061円（小数点以下四捨五入）に対して25.0%（小数点以下第二位四捨五入）、過去3ヵ月間（平成22年1月29日から平成22年4月28日まで）の普通取引終値の単純平均値2,977円（小数点以下四捨五入）に対して28.5%（小数点以下第二位四捨五入）、過去6ヵ月間（平成21年10月29日から平成22年4月28日まで）の普通取引終値の単純平均値3,007円（小数点以下四捨五入）に対して27.2%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

他方、対象者によれば、対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した財務アドバイザーである日興コーディアル証券を第三者算定機関に選定し、本公開買付価格及び本合併対価の妥当性を検討するための参考とするために、対象者の株式価値の算定を依頼し、対象者は、日興コーディアル証券から、対象者算定書を平成22年4月27日に取得したとのことです（なお、対象者は、日興コーディアル証券から本公開買付価格及び本合併対価の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです）。対象者によれば、対象者算定書における各手法における対象者の株式価値の算定結果は以下のとおりとのことです。

価値評価算定方法	対象者の1株当たり株式価値の算定レンジ
市場株価法	2,966円から3,038円
DCF法	3,356円から4,043円

対象者によれば、市場株価法では、平成22年4月23日を基準日として、東京証券取引所

市場第一部における対象者普通株式の直近1ヶ月の平均値及び直近3ヶ月の平均値を基に、対象者普通株式1株当たりの価値の範囲を2,966円から3,038円までと分析したとのことです。

対象者によれば、DCF法では、対象者普通株式1株当たりの価値の範囲を3,356円から4,043円までと分析したとのことです。

対象者によれば、対象者算定書では、対象者が提供した財務情報及び財務予測等に基づき、一定の前提及び条件の下で、対象者の株式価値を分析しており、日興コーディアル証券は、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行っているとのことです。

なお、日興コーディアル証券が株式価値の算定に利用した対象者の事業計画は、平成22年6月24日開催予定の当社の第50期定時株主総会における承認を条件として当社の取締役として就任することを内諾している対象者の代表取締役社長である二神軍平氏が、その計画策定に不可欠な人材の一人として関与しているとのことですが、対象者において従前作成していた事業計画と大きく異なっている点はなく、大幅な増減益は見込んでいないとのことです。また、その前提とする事実が大きく異なるということもないとのことです。

対象者によれば、対象者の取締役会は、財務アドバイザーである日興コーディアル証券及び法務アドバイザーである柳田国際法律事務所からの助言を踏まえて、対象者算定書の内容、本公開買付けの諸条件、本合併の諸条件、当社の有する経営資源の活用の可能性及び対象者が当社と経営統合することにより対象者に生じうる業務面及び財務面のシナジー効果等を考慮しつつ、対象者の取締役会が設置した独立委員会の答申内容を尊重して慎重に検討した結果、本公開買付けを通じて当社と経営統合することが対象者の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、本公開買付け価格及び本合併対価その他の条件は妥当で、少数株主の利益保護に十分留意されており、対象者の株主に対して適切な価格により合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、以上の理由により、対象者の取締役会は、本日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同する旨の意を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。

(注) モルガン・スタンレーの親会社である米国モルガン・スタンレー（以下、「MS」といいます。）と株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（以下、「MUFJ」といいます。）は、平成22年3月30日付けで双方により発表されたプレスリリースに記載のとおり、日本における証券会社の統合（以下、「本統合」といいます。）に関する最終契約書を締結しております。本統合において、MSとMUFJは、平成22年5月1日付けで、共同出資による(i)三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下、「MUMSS」といいます。）と(ii)モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社の2社を発足し、当社に対する財務アドバイザーとして業務の提供を行うモルガン・スタンレーのインベストメントバンキング部門は、本統合に係る会社分割（吸収分割）によりMUMSSに承継される予定とのことです。

② 対象者における独立委員会の設置

対象者によれば、対象者の取締役会は、平成22年4月5日、本公開買付け及び本合併に関する取締役会の意思決定過程における利益相反を回避し、恣意的な判断がなされることを防止すること、並びに、本公開買付け価格及び本合併対価並びに内容その他の条件並びに手続きの公正性を担保することを目的として独立委員会を設置し、本公開買付け価格及び本合併対価の妥当性、並びに、本公開買付けに対して表明すべき意見の内容等について独立委員会に対し諮問することを決議したとのことです。そして、対象者によれば、対象者はその独立委員会の委員として、当社及び対象者から客観的かつ実質的に独立している社外有識者として、坂東司朗氏（弁護士、坂東総合法律事務所所長）、藤田世潤氏（公認会計士・税理士、新創監査法人代表社員・理事長）及び三好晉（すすむ）氏（元株式会社日本航空インターナショナル専務執行役員）の合計3名を選任したとのことです。

対象者によれば、独立委員会は、平成22年4月5日から同年4月28日までの間、複数回にわたって開催され、上記諮問事項について審議を行うとともに、かかる審議にあたり必要とされる情報を収集・検討するため、対象者の担当者から本公開買付け及び本合併によって向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容等につき説明を受け、対象者の取締役会より提出を受けた本公開買付け及び本合併に関連する資料を精査したとのことです。また、独立委員会は、当社の担当者やモルガン・スタンレーの担当者からも、対象者の株式価値評価に関する説明を受け、質疑応答を行ったとのことです。加えて、独立委員会は、対象者の財務アドバイザーである日興コーディアル証券が対象者に対して提出した対象者算定書を参考にするとともに、対象者の担当者や日興コーディアル証券の担当者から対象者の株式価値評価に関する説明を受け、質疑応答を行ったとのことです。対象者によれば、独立委員会は、かかる経緯の下、対象者の取締役会からの諮問事項につき慎重に審議した結果、平成22年4月28日に、対象者の取締役会に対して、本公開買付け及びこれに続いて行われる本合併については、これらが対象者の企業価値向上に資すると判断することは合理的であり、これらの取引は公正な手続きを通じて対象者の株主利益への配慮がなされており、かつ本公開買付け価格及び本合併対価は妥当であると認められるとして、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同し、株主に対して応募を推奨することは妥当である旨の答申を全会一致で行ったとのことです。

③ 法律事務所からの助言

対象者によれば、対象者の取締役会は、その意思決定過程における公正性を確保するため、対象者の法務アドバイザーである柳田国際法律事務所から、本公開買付け及び本合併契約締結の諸手続きを含む取締役会の意思決定の方法・過程その他留意点等に関する法的助言を得ているとのことです。

④ 利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者によれば、対象者は、本日開催の取締役会において、利害関係を有しない取締役の全会一致で、本公開買付けについて賛同する旨の意を表明し、対象者の株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行うとともに、本合併契約を締結することを承認する旨の決議を行ったとのことです。さらに、対象者によれば、上記取締役会における本公開買付け及び本合併に関する審議に参加した利害関係を有しない監査役は、いずれも、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意を表明すること、対象者の株主が本公開買付けに応募することを推奨すること、及び本合併契約を締結することに異議がない旨の意見を述べたとのことです。

なお、対象者によれば、社外取締役の伊賀上隆光氏及び野村裕範氏については、当社の使用人（執行役員待遇）を兼任しており、構造的に利益相反状態にあることに鑑みて、上記取締役会における本公開買付け及び本合併に関する審議及び決議には一切参加しておらず、かつ、対象者の立場において当社との協議・交渉に一切参加していないとのことです。また、監査役の秋田泰氏については、当社の執行役員を兼任しており、同様に構造的に利益相反状態にあることに鑑みて、上記取締役会における本公開買付け及び本合併に関する審議には参加していないとのことです。

また、対象者によれば、二神軍平氏及び安藤吉良氏は、平成22年6月24日開催予定の当社の第50期定時株主総会における承認を条件として当社の取締役として就任することを内諾

していることに鑑み、利益相反回避の観点から、児玉博充氏及び室町博彦氏並びに秋田泰氏を除く監査役全員により本公開買付け及び本合併に関する審議を行い、児玉博充氏及び室町博彦氏のみで決議を行った上で、会社法第369条の規定に基づく取締役会の定足数を確実に満たすという観点から、あらためて二神軍平氏、安藤吉良氏、児玉博充氏及び室町博彦氏並びに秋田泰氏を除く監査役全員で本公開買付け及び本合併に関する審議を行い、二神軍平氏、安藤吉良氏、児玉博充氏及び室町博彦氏で決議を行ったとのことです。対象者によれば、その結果、いずれの決議においても、審議に参加した取締役の全員一致により、本公開買付けについて賛同する旨の意を表明し、対象者の株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行うとともに、本合併契約を締結することを承認する旨の決議を行ったとのことです。さらに、対象者によれば、上記取締役会の審議に参加した利害関係を有しない監査役は、いずれも、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意を表明すること、対象者の株主が本公開買付けに応募することを推奨すること、及び本合併契約を締結することに異議がない旨の意見を述べたとのことです。

⑤ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下、「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、当社以外にも買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性をも担保しております。また、当社と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

⑥ 買付予定数の下限の設定

当社は、対象者の発行済株式総数（29,360,000株）から対象者が所有する自己株式の数（1,332,625株）を控除した対象者株式の数（28,027,375株）における議決権（280,273個）の約69.51%の議決権（194,808個）に相当する株式数（19,480,800株）から、本日現在において当社が所有する対象者株式の数（10,840,000株）を控除した対象者株式の数（8,640,800株）の応募があることを本公開買付けの成立の条件としております。買付予定数の下限とした上記の8,640,800株は、対象者の発行済株式総数（29,360,000株）から対象者が所有する自己株式（1,332,625株）、高原豪久氏が所有する株式（60,000株）、及び当社が以前より所有する対象者株式（10,840,000株）を除いた株式数における議決権（171,273個）の約50.1%の議決権（85,808個）に相当する株式数（8,580,800株）に高原豪久氏が所有する株式の数（60,000株）を加えた株式数となります。このように、当社といたしましては、当社及び高原豪久氏以外の対象者株主の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けによる対象者普通株式の取得を行わないこととし、対象者の株主の意思を尊重しております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、当社と対象者の経営効率の最適化のためには、経営の機動力や柔軟性を確保し、また、経営資源の配分を対象者のみの枠組みではなく、当社グループ全体の枠組みの中で慎重か

つ十分に行う必要があると考えています。

本公開買付けが成立した場合、当社の保有議決権割合は約 69.51%以上となります。当社は、本公開買付けの不成立を解除条件として、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主に対し、それぞれが所有されている対象者株式と引換えに金銭を交付することとなるような吸収合併を行います。

具体的には、当社は、迅速な組織再編を実施するため、本日、本合併契約を対象者と締結し、本公開買付けが成立すること、及び、当社及び対象者の株主総会において本合併契約の承認を受けることを条件として（ただし、対象者においては、本公開買付けの結果、本合併が略式合併の要件を充足する場合には、対象者の株主総会における決議は実施しないとのことです。）本合併を実施し、消滅会社である対象者の本合併の効力発生の直前における最終の株主名簿に記載又は記録された株主（当社及び対象者を除きます。）に対して、本合併対価を交付する予定です。対象者株式 1 株に対して交付される本合併対価は、本公開買付価格と同一の金額（3,825 円）となります。また、本合併に際して、存続会社となる当社の株主は、会社法第 797 条その他の関係法令の定めに従い、当社に対して、他方、消滅会社となる対象者の株主は、会社法第 785 条その他の関係法令の定めに従い、対象者に対して、それぞれ株式買取請求権を行使することができます。

なお、本公開買付けは、前述の各手続きにおいて招集された場合の株主総会における当社及び対象者の株主の議決権の行使を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募、上場廃止の前後における対象者株式の売却、本合併に際しての金銭の交付等のそれぞれの場合で、税務申告上の取扱いの違いにより納税額が異なる可能性がありますので、株主において税務の専門家等にご確認頂きますようお願いいたします。

また、本合併の詳細については、別途当社及び対象者公表の本日付け臨時報告書及び本日付け「ユニ・チャーム株式会社とユニ・チャーム ペットケア株式会社の公開買付けの不成立を解除条件とする合併契約締結に関するお知らせ」をご確認ください。なお、本公開買付け開始から、現在予定している本合併の効力発生日までのスケジュールは以下のとおりです。

定時株主総会基準日（当社及び対象者）	平成 22 年 3 月 31 日
本合併契約締結に係る取締役会決議日（当社及び対象者）	平成 22 年 4 月 30 日
本合併契約締結日（当社及び対象者）	平成 22 年 4 月 30 日
対象者株式監理銘柄指定	平成 22 年 4 月 30 日（予定）
公開買付期間開始日（当社）	平成 22 年 5 月 6 日（予定）
公開買付期間終了日（当社）	平成 22 年 6 月 16 日（予定）
定時株主総会開催日（当社）	平成 22 年 6 月 24 日（予定）
定時株主総会開催日（対象者）	平成 22 年 6 月 29 日（予定）
対象者株式整理銘柄指定	平成 22 年 6 月 29 日（予定）
対象者株式上場廃止日	平成 22 年 7 月 30 日（予定）
本合併の効力発生日	平成 22 年 9 月 1 日（予定）
本合併対価の交付日	平成 22 年 10 月 29 日（予定）

なお、対象者は、本公開買付けの結果、本合併が略式合併の要件を充足する場合には、会社法第 784 条第 1 項に基づき、平成 22 年 6 月 29 日に開催予定の定時株主総会において本合併契約の承認決議は実施しません。本合併が略式合併の要件を充足することが確定した場合、平成 22 年

6月17日に公表予定の本公開買付けの結果と略式合併の日程を、併せて公表いたします。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

① 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者の普通株式は、現在、東京証券取引所市場第一部に上場されていますが、当社は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者の株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、その後上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社及び対象者は本合併を実施することを企図していますので、対象者の株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、平成 22 年 4 月 30 日に東京証券取引所の監理銘柄に、平成 22 年 6 月 29 日に整理銘柄にそれぞれ指定され、1 ヶ月後の平成 22 年 7 月 30 日をもって上場廃止となる予定です。なお、上場廃止後は、対象者の普通株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。

② 上場廃止を目的とする理由及び代替措置の検討状況

これまで対象者は、当社の連結子会社として、一定の緩やかなガバナンスの下で上場企業としての独立性を維持しつつ、当社と対象者間での一定のシナジーを活用し、事業運営を遂行してこられました。現在、対象者は、国内ペットケア関連市場において市場シェア第 1 位の地位にありますが、第 2 位以下との差は僅かである中、同市場はシェア上位 5 社での占有度が未だ 50%弱であることから、今後寡占化が進んでいくものと想定されています。同市場には、ペットケア関連事業における主要なグローバル企業が全て参入しており、市場の寡占化の過程で今後更に激しい競争が予想され、対象者としては、今後の市場寡占化が進む中で、早急に絶対的な No. 1 シェアを獲得する必要があるとのことです。また、昨年来の消費不況・デフレ景気という経済環境下、消費者のペットケア関連製品に対する品質・価格への要求は従来に増して厳しくなっており、国内ペットケア関連事業において対象者が将来に亘って発展を続けるためには、マーケティング力・商品開発力・購買交渉力・本社機能等、一段と強固な事業基盤を早急に再構築する必要があるとのことです。さらに、成長過程にある海外市場においては、非常に有望な事業機会が存在しますが、対象者が海外事業を立ち上げるために、営業拠点・販路・海外での事業の知見といった新たな事業基盤を早急に確立する必要があるとのことです。そのため、当社と対象者は、平成 22 年 1 月頃から両社の企業価値をより向上することを目的とした諸施策について協議・検討を重ねてまいりました。当社は、国内事業において更に強固な事業基盤を築き発展と飛躍を遂げること、また、今後成長が期待される海外での両社事業を強化するためには、更なる経営の機動力や柔軟性の確保、両社人材の有効活用を含めた経営資源のグループ全体の枠組みの中での最適化、両社共同での追加的戦略投資による事業拡大等、シナジー効果の速やかな創出が可能となるよう両社が 1 つの組織体として事業に邁進することが必要と判断し、本公開買付け及び本合併を実施することが最適であるとの結論に至りました。

なお、対象者にとっても、本公開買付け及び本合併は、以下の点においてシナジー効果が見込めるため、戦略的意義が十分であると考えているとのことです。

- i. 当社の国内外における生産拠点・物流網・購買交渉力等、当社グループ全体としての機動力や柔軟性を確保できること

- ii. 当社グループ全体としての、商品開発・マーケティング・本社機能等に関する国内外の人材の有効活用を含む、経営資源の最適化がはかれること
- iii. 海外戦略における当社プラットフォーム（営業拠点や販路）の活用により安全性が高く迅速な海外展開が見込めること
- iv. 当社グループ全体としての資金力を活かした投資が可能になること
- v. 上場維持コスト等の負担軽減と、親子上場に係る潜在的な利益相反問題の可能性を排除できること

そこで、当社が、対象者との経営統合を行う上記目的のもと、本公開買付け及び本合併を実施する結果、上記「①上場廃止となる見込み及びその事由」のとおり、対象者の株式は上場廃止される予定となっております。

また、当社及び対象者は、両社の経営統合に際しては、当社の既存株主にとって持分の希薄化を極力回避しつつ、当社の低コストでの負債性資金調達能力を十分に活用すること、米国証券取引法上の継続開示義務に服する場合の負担も勘案した上で、対象者の株主に早期の投下資本の回収機会として当社による本公開買付けの実施後、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主にも、本公開買付けと同等の条件での投下資本回収の機会を提供する観点から、本合併対価として当社株式ではなく金銭を交付する方法を選択いたしました。

対象者の株式が上場廃止となった場合、対象者の株式は東京証券取引所においては取引できなくなりますが、当社及び対象者を除く対象者の株主に対しては、本合併契約に従い、対象者株式1株に対し、本合併対価として、本公開買付け価格と同一の金額（3,825円）が交付されます。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

上記「(1)本公開買付けの概要」に記載のとおり、当社は、当社の代表取締役社長である高原豪久氏(所有株式数:60,000株、所有株式割合:0.20%)より、本公開買付けへの応募及び本合併につき同意を得ております。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

商号	ユニ・チャーム ペットケア株式会社
事業内容	ペットフード製品、ペットイレタリー製品の製造、販売等
設立年月日	昭和54年10月6日
本店所在地	東京都港区三田三丁目5番27号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 二神軍平
資本金	2,371百万円（平成21年12月31日現在）

大株主及び 持株比率	ユニ・チャーム株式会社	36.92%
	有限会社ユニテック	9.40%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	6.22%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3.81%
	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY（常任代理人 株式会社 みずほコーポレート銀行）	2.00%
	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY（常任代理人 株式会社 みずほコーポレート銀行）	1.78%
	日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社（信託口 9）	1.49%
	MASA-JAPANESE EQUITY（常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ 銀行）	1.48%
	高原 利雄	1.42%
	高原 慶一郎(注1) (平成21年9月30日現在)	1.22%
公開買付者 と対象者の 関係等	資本関係	当社は、平成 21 年 9 月 30 日現在、対象者の発行済株式総数の 36.92%に相当する 10,840,000 株を保有しています。
	人的関係	下記の者は、当社と対象者の役職を兼任しております。 取締役： 伊賀上隆光氏（当社執行役員待遇）、野村裕範氏（当社 執行役員待遇） 監査役： 秋田泰氏（当社執行役員）
	取引関係 (注 2) (注 3) (注 4)	取引関係は、以下の通りです。 ①当社の対象者に対する支払いに係る情報処理受託手数料：平成 20 年 3 月期 3,746 万円、平成 21 年 3 月期 3,831 万円、平成 22 年 3 月期 3,688 万円 ②対象者の当社に対する支払いに係る事務所賃借料：平成 20 年 3 月期 1,692 万円、平成 21 年 3 月期 1,752 万円、平成 22 年 3 月 期 1,812 万円
	関連当事者 への該当状 況	対象者は、当社の連結子会社であり、関連当事者に該当します。

(注 1) 当社の特別関係者に該当しております。

(注 2) 平成 22 年 3 月期に係る取引金額については、いずれも当社会計監査人及び監査役による監査を受ける前のものとなります。

(注 3) 上記取引金額には、いずれも消費税等は含まれておりません。

(注 4) 上記取引価格については、いずれも市場価格を参考に決定しております。

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成22年5月6日（木曜日）から平成22年6月16日（水曜日）まで（30営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金3,825円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

①算定の基礎

当社は、本公開買付価格及び本合併対価の公正性を担保するため、本公開買付価格及び本合併対価を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としての財務アドバイザーであるモルガン・スタンレーに対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。モルガン・スタンレーは、対象者について、市場株価分析、類似企業比較分析及びDCF分析による算定を行い、当社はモルガン・スタンレーから公開買付者算定書を取得いたしました（なお、当社は、モルガン・スタンレーから本公開買付価格及び本合併対価の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。

なお、モルガン・スタンレーによる対象者の1株当たり株式価値の算定結果の概要は、以下のとおりです。

価値評価算定方法	対象者の1株当たり株式価値の算定レンジ
市場株価分析	2,977円から3,115円
類似企業比較分析	2,652円から3,346円
DCF分析	3,352円から4,732円

市場株価分析では、平成22年4月28日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の基準日の終値3,115円、直近1ヵ月平均値3,061円（小数点以下四捨五入）、直近3ヵ月平均値2,977円（小数点以下四捨五入）及び直近6ヵ月平均値3,007円（小数点以下四捨五入）を基に、対象者普通株式1株当たりの価値の範囲を2,977円から3,115円までと分析しております。

類似企業比較分析では、モルガン・スタンレーは、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、対象者普通株式1株当たりの価値の範囲を2,652円から3,346円までと分析しております。

DCF分析では、対象者から入手した事業計画に、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素及び経営統合を行うことにより創出が期待されるシナジー効果等を考慮した、平成23年3月期以降の当社による対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式1株当たりの価値の範囲を3,352円から4,732円までと分析しております。

モルガン・スタンレーは、対象者株式の価値算定に際し使用した、当社にて一定の調整を加えた対象者事業計画、及びその他の対象者資料等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておらず、ま

た検証の義務を負うものではありません。また、モルガン・スタンレーは、対象者の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、また第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。モルガン・スタンレーは、本公開買付け及び本合併が適法かつ有効に実施されること、本公開買付け及び本合併の税務上の効果がモルガン・スタンレーに提示された想定と相違ないこと、及び本公開買付け及び本合併の実行に必要な全ての政府、監督官庁その他による同意または許認可が、本公開買付け及び本合併によりもたらされると期待される利益を何ら損なうことなく取得されることを前提としており、これらについて独自の調査を行う義務を負うものではありません。なお、モルガン・スタンレーは、本公開買付け及び本合併実施後に予定されている当社と対象者の合併手続きに関連する税務上の効果は、算定上考慮しておりません。

当社は、モルガン・スタンレーから取得した公開買付者算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に本日開催の取締役会の決議によって、本公開買付価格及び本合併対価を1株当たり金3,825円と決定しました。

なお、本公開買付価格及び本合併対価である1株当たり金3,825円は、平成22年4月28日の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の普通取引終値の3,115円に対して22.8%（小数点以下第二位四捨五入）、過去1ヵ月間（平成22年3月29日から平成22年4月28日まで）の普通取引終値の単純平均値3,061円（小数点以下四捨五入）に対して25.0%（小数点以下第二位四捨五入）、過去3ヵ月間（平成22年1月29日から平成22年4月28日まで）の普通取引終値の単純平均値2,977円（小数点以下四捨五入）に対して28.5%（小数点以下第二位四捨五入）、過去6ヵ月間（平成21年10月29日から平成22年4月28日まで）の普通取引終値の単純平均値3,007円（小数点以下四捨五入）に対して27.2%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

② 算定の経緯

（買付価格の決定に至る経緯）

対象者は当社の連結子会社であり、当社グループと対象者は、これまでも「吸収体技術の活用」において連携を強化してきました。しかしながら昨今の経営環境の変化に鑑み、当社と対象者が一体となり経営を行うことの戦略的意義が高まっており、また、近時においては親子上場に係る潜在的な利益相反問題の可能性を排除する必要性が特に議論されております。

こうした状況の中、当社及び対象者は、平成22年1月頃から両社の企業価値を向上することを目的とした諸施策について協議・検討を重ねてきました。その結果、対象者が当社との連携を更に強化し、当社グループ及び対象者を一体として運営することが、両社のシナジー効果をより一層創出し、対象者の企業価値のみならず当社グループ全体の企業価値を拡大するために非常に有益であるとの結論に至ったことから、当社は本公開買付けを実施することとし、以下の根拠により本公開買付価格及び本合併対価について決定いたしました。

(i) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は本公開買付価格及び本合併対価を決定するにあたり、平成22年1月頃に当社及び対象者とは独立した第三者算定機関としての財務アドバイザーであるモルガン・スタンレーに対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、モルガン・スタンレーから公開買付者算定書を平成22年4月28日に取得しています（なお、当社は、本公開買付価格及び本合併対価の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。

(ii) 当該意見の概要

モルガン・スタンレーは、市場株価分析、類似企業比較分析及びDCF分析の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行っており、各手法において算定された対象者の1株当たり株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

価値評価算定方法	対象者の1株当たり株式価値の算定レンジ
市場株価分析	2,977円から3,115円
類似企業比較分析	2,652円から3,346円
DCF分析	3,352円から4,732円

(iii) 当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

当社は、モルガン・スタンレーから取得した公開買付者算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に本日開催の取締役会の決議によって、本公開買付価格及び本合併対価を1株当たり金3,825円と決定いたしました。

(本公開買付価格及び本合併対価の公正性を担保するための措置)

当社は、本公開買付価格及び本合併対価の公正性を担保するために、主として以下のよう な事項を考慮いたしました。

a) 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格及び本合併対価の公正性を担保するため、本公開買付価格及び本合併対価を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としての財務アドバイザーであるモルガン・スタンレーに対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。モルガン・スタンレーは、市場株価分析、類似企業比較分析及びDCF分析の各手法を用いて対象者の1株当たり株式価値の算定を行い、当社はモルガン・スタンレーから平成22年4月28日に公開買付者算定書を取得いたしました（なお、当社は、モルガン・スタンレーから本公開買付価格及び本合併対価の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。

当社は、モルガン・スタンレーから取得した公開買付け算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に本日開催の取締役会の決議によって、本公開買付け価格及び本合併対価を1株当たり金3,825円と決定いたしました。

他方、対象者によれば、対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した財務アドバイザーである日興コーディアル証券を第三者算定機関に選定し、本公開買付け価格及び本合併対価の妥当性を検討するための参考とするために、対象者の株式価値の算定を依頼し、対象者は、日興コーディアル証券から、対象者算定書を平成22年4月27日に取得したとのことです（なお、対象者は、日興コーディアル証券から本公開買付け価格及び本合併対価の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。）。

対象者によれば、対象者算定書における各手法における対象者の株式価値の算定結果は以下のとおりとのことです。

価値評価算定方法	対象者の1株当たり株式価値の算定レンジ
市場株価法	2,966円から3,038円
DCF法	3,356円から4,043円

対象者によれば、市場株価法では、平成22年4月23日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の直近1ヶ月の平均値及び直近3ヶ月の平均値を基に、対象者普通株式1株当たりの価値の範囲を2,966円から3,038円までと分析したとのことです。

対象者によれば、DCF法では、対象者普通株式1株当たりの価値の範囲を3,356円から4,043円までと分析したとのことです。

対象者によれば、対象者算定書では、対象者が提供した財務情報及び財務予測等に基づき、一定の前提及び条件の下で、対象者の株式価値を分析しており、日興コーディアル証券は、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行っているとのことです。なお、日興コーディアル証券が株式価値の算定に利用した対象者の事業計画は、平成22年6月24日開催予定の当社の第50期定時株主総会における承認を条件として当社の取締役として就任することを内諾している対象者の代表取締役社長である二神軍平氏が、その計画策定に不可欠な人材の一人として関与しているとのことですが、対象者において従前作成していた事業計画と大きく異なっている点はなく、大幅な増減益は見込んでいないとのことです。また、その前提とする事実が大きく異なるということもないとのことです。

対象者によれば、対象者の取締役会は、財務アドバイザーである日興コーディアル証券及び法務アドバイザーである柳田国際法律事務所からの助言を踏まえて、対象者算定書の内容、本公開買付けの諸条件、本合併の諸条件、当社の有する経営資源の活用の可能性及び対象者が当社と経営統合することにより対象者に生じうる業務面及び財務面のシナジー効果等を

考慮しつつ、対象者の取締役会が設置した独立委員会の答申内容を尊重して慎重に検討した結果、本公開買付けを通じて当社と経営統合することが対象者の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、本公開買付け価格及び本合併対価その他の条件は妥当で、少数株主の利益保護に十分留意されており、対象者の株主に対して適切な価格により合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、以上の理由により、対象者の取締役会は、本日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同する旨の意を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。

b) 対象者における独立委員会の設置

対象者によれば、対象者の取締役会は、平成22年4月5日、本公開買付け及び本合併に関する取締役会の意思決定過程における利益相反を回避し、恣意的な判断がなされることを防止すること、並びに、本公開買付け価格及び本合併対価及び内容その他の条件並びに手続きの公正性を担保することを目的として独立委員会を設置し、本公開買付け価格及び本合併対価の妥当性、並びに、本公開買付けに対して表明すべき意見の内容等について独立委員会に対し諮問することを決議したとのことです。そして、対象者によれば、対象者はその独立委員会の委員として、当社及び対象者から客観的かつ実質的に独立している社外有識者として、坂東司朗氏（弁護士、坂東総合法律事務所所長）、藤田世潤氏（公認会計士・税理士、新創監査法人代表社員・理事長）及び三好晋（すすむ）氏（元株式会社日本航空インターナショナル専務執行役員）の合計3名を選任したとのことです。

対象者によれば、独立委員会は、平成22年4月5日から同年4月28日までの間、複数回にわたって開催され、上記諮問事項について審議を行うとともに、かかる審議にあたり必要とされる情報を収集・検討するため、対象者の担当者から本公開買付け及び本合併によって向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容等につき説明を受け、対象者の取締役会より提出を受けた本公開買付け及び本合併に関連する資料を精査したとのことです。また、独立委員会は、当社の担当者やモルガン・スタンレーの担当者からも、対象者の株式価値評価に関する説明を受け、質疑応答を行ったとのことです。加えて、独立委員会は、対象者の財務アドバイザーである日興コーディアル証券が対象者に対して提出した対象者算定書を参考にするとともに、対象者の担当者や日興コーディアル証券の担当者から対象者の株式価値評価に関する説明を受け、質疑応答を行ったとのことです。対象者によれば、独立委員会は、かかる経緯の下、対象者の取締役会からの諮問事項につき慎重に審議した結果、平成22年4月28日に、対象者の取締役会に対して、本公開買付け及びこれに続いて行われる本合併については、これらが対象者の企業価値向上に資すると判断することは合理的であり、これらの取引は公正な手続きを通じて対象者の株主利益への配慮がなされており、かつ本公開買付け価格及び本合併対価は妥当であると認められるとして、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同し、株主に対して応募を推奨することは妥当である旨の答申を全会一致で行ったとのことです。

c) 法律事務所からの助言

対象者によれば、対象者の取締役会は、その意思決定過程における公正性を確保するため、対象者の法務アドバイザーである柳田国際法律事務所から、本公開買付け及び本合併契約締結の諸手続きを含む取締役会の意思決定の方法・過程その他留意点等に関する法的助言を得ているとのことです。

d) 利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者によれば、対象者は、本日開催の取締役会において、利害関係を有しない取締役の全員一致で、本公開買付けについて賛同する旨の意を表明し、対象者の株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行うとともに、本合併契約を締結することを承認する旨の決議を行ったとのことです。さらに、対象者によれば、上記取締役会における本公開買付け及び本合併に関する審議に参加した利害関係を有しない監査役は、いずれも、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意を表明すること、対象者の株主が本公開買付けに応募することを推奨すること、及び本合併契約を締結することに異議がない旨の意見を述べたとのことです。

なお、対象者によれば、社外取締役の伊賀上隆光氏及び野村裕範氏については、当社の使用人（執行役員待遇）を兼任しており、構造的に利益相反状態にあることに鑑みて、上記取締役会における本公開買付け及び本合併に関する審議及び決議には一切参加しておらず、かつ、対象者の立場において当社との協議・交渉は一切参加していないとのことです。また、監査役の秋田泰氏については、当社の執行役員を兼任しており、同様に構造的に利益相反状態にあることに鑑みて、上記取締役会における本公開買付け及び本合併に関する審議には参加していないとのことです。

また、対象者によれば、二神軍平氏及び安藤吉良氏は、平成22年6月24日開催予定の当社の第50期定時株主総会における承認を条件として当社の取締役として就任することを内諾していることに鑑み、利益相反回避の観点から、児玉博充氏及び室町博彦氏並びに秋田泰氏を除く監査役全員により本公開買付け及び本合併に関する審議を行い、児玉博充氏及び室町博彦氏のみで決議を行った上で、会社法第369条の規定に基づく取締役会の定足数を確実に満たすという観点から、あらためて二神軍平氏、安藤吉良氏、児玉博充氏及び室町博彦氏並びに秋田泰氏を除く監査役全員で本公開買付け及び本合併に関する審議を行い、二神軍平氏、安藤吉良氏、児玉博充氏及び室町博彦氏で決議を行ったとのことです。対象者によれば、その結果、いずれの決議においても、審議に参加した取締役の全員一致により、本公開買付けについて賛同する旨の意を表明し、対象者の株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行うとともに、本合併契約を締結することを承認する旨の決議を行ったとのことです。さらに、対象者によれば、上記取締役会の審議に参加した利害関係を有しない監査役は、いずれも、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意を表明すること、対象者の株主が本公開買付けに応募することを推奨すること、及び本合併契約を締結することに異議がない旨の意見を述べたとのことです。

e) 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

当社は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、当社以外にも買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性をも担保しております。また、当社と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

f) 買付予定数の下限の設定

当社は、対象者の発行済株式総数（29,360,000株）から対象者が所有する自己株式の数（1,332,625株）を控除した対象者株式の数（28,027,375株）における議決権（280,273個）の約69.51%の議決権（194,808個）に相当する株式数（19,480,800株）から、本日現在において当社が所有する対象者株式の数（10,840,000株）を控除した対象者株式の数（8,640,800株）の応募があることを本公開買付けの成立の条件としております。買付予定数の下限とした上記の8,640,800株は、対象者の発行済株式総数（29,360,000株）から対象者が所有する自己株式（1,332,625株）、高原豪久氏が所有する株式（60,000株）、及び当社が以前より所有する対象者株式（10,840,000株）を除いた株式数における議決権（171,273個）の約50.1%の議決権（85,808個）に相当する株式数（8,580,800株）に高原豪久氏が所有する株式の数（60,000株）を加えた株式数となります。このように、当社といたしましては、当社及び高原豪久氏以外の対象者株主の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けによる対象者普通株式の取得を行わないこととし、対象者の株主の意思を尊重しております。

③ 算定機関との関係

モルガン・スタンレーは、当社の関連当事者には該当せず、その他本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
17,187,375 株	8,640,800 株	一株

- (注1) 上記「買付予定数」欄には、本公開買付けにより当社が取得する対象者の株券等の最大数を記載しております。当該最大数は、対象者の第32期第3四半期報告書に記載された平成21年12月31日現在の発行済株式総数（29,360,000株）より、本日現在において当社が保有する対象者株式の数（10,840,000株）及び同四半期報告書に記載された平成21年12月31日現在において対象者が保有する自己株式数（1,332,625株）の合計数を控除したものになります。
- (注2) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（8,640,800株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注4) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	108,400 個	(買付け等前における株券等所有割合 38.68%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	7,598 個	(買付け等前における株券等所有割合 2.71%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	171,873 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	280,223 個	

- (注1)「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(17,187,375株)に係る議決権の数を記載しています。
- (注2)「買付け等前における株券等所有割合」の計算においては、「対象者の総株主等の議決権の数」を分母にしています。
- (注3)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含み、以下、「府令」といいます。)第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しています。なお、各特別関係者の所有株券等(ただし、特別関係者である対象者が保有する自己株式を除きます。)も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は分子に加算しておりません。
- (注4)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の第32期第3四半期報告書に記載された平成21年12月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、単元未満株式に係る議決権の数(上記四半期報告書に記載された平成21年12月31日現在の単元未満株式5,100株から、平成21年12月31日現在の対象者の保有する単元未満自己株式25株を控除した5,075株に係る議決権の数である50個)を加えて、「対象者の総株主等の議決権の数」を280,273個として計算しております。
- (注5)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金

金65,741,709,375円

(注) 買付予定数(17,187,375株)に1株当たりの買付価格(金3,825円)を乗じた金額を記載しています。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日

平成22年6月23日(水曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します(公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイを経由して応募した場合は除きます。)。野村ジョイを経由して応募された場合には、野村ジョイのホームページ(<https://www.nomurajoy.jp/>)に記載される方法により交付されます。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は本公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

④ 株券等の返還方法

後記「(9)その他買付け等の条件及び方法」の「①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（8,640,800株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（8,640,800株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含み、以下、「令」といいます。）第14条第1項第1号イないしリ及びフないしソ、第3号イないしチ、第4号、並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに、公開買付代理人の応募の受付を行った本店又は全国各支店（公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイは除きます。）に、公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下、「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。野村ジョイを経由して応募された契約の解除をする場合は、野村ジョイのホームページ(<https://www.nomurajoy.jp/>)に記載される方法によって公開買付期間末日の15時30分までに解除手続きを行ってください。

なお、当社は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等(法人株主等を含みます。以下、「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。なお、公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイを経由する方法では、外国人株主等からの応募の受付を行いません。

(10) 公開買付開始公告日

平成22年5月6日(木曜日)

(11) 公開買付代理人

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、「1. 買付け等の目的」をご参照ください。

(2) 今後の業績への影響の見通し

本公開買付けによる今期業績予想に与える影響は現在精査中であり、今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

①対象者の取締役会の賛同表明について

対象者によれば、対象者は、本日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募されることを勧める旨の決議を行ったとのことです。

②本合併契約の締結について

当社は、その経済的合理性に鑑み、迅速な組織再編を実施するため、本日、本合併契約を対象者と締結し、本公開買付けが成立すること、及び、当社及び対象者の株主総会において本合併契約の承認を受けることを条件として（ただし、対象者においては、本公開買付けの結果、本合併が略式合併の要件を充足する場合には、対象者の株主総会における決議は実施しないとのことです。）、本合併を実施し、消滅会社である対象者の本合併の効力発生の直前における最終の株主名簿に記載又は記録された株主（当社及び対象者を除きます。）に対して、本合併対価を交付する予定です。対象者株式1株に対して交付される本合併対価は、本公開買付価格と同一の金額（3,825円）となります。また、本合併に際して、存続会社となる当社の株主は、会社法第797条その他の関係法令の定めに従い、当社に対して、他方、消滅会社となる対象者の株主は、会社法第785条その他の関係法令の定めに従い、対象者に対して、それぞれ株式買取請求権を行使することができます。

③当社取締役就任に対する内諾について

当社は、本日開催の取締役会において、平成22年6月24日開催予定の当社の第50期定時株主総会に、二神軍平氏及び安藤吉良氏を取締役候補者とする取締役選任議案を上程する旨を決議しており、二神軍平氏及び安藤吉良氏からは、当該定時株主総会における承認を条件として、当社の取締役として就任することにつき内諾を得ています。

④当社使用人等との兼任について

対象者の社外取締役の伊賀上隆光氏及び野村裕範氏は、当社の使用人（執行役員待遇）を兼任しております。また、対象者の監査役の秋田泰氏については、当社の執行役員を兼任しております。

⑤「公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程」及び「利益相反を回避する措置の具体的内容」について

「公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程」及び「利益相反を回避する措置の具体的内容」については、「1. 買付け等の目的」の「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針」及び「(3)本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置」をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者は、本日、東京証券取引所市場第一部において、平成22年3月期決算短信（非連結）を公表しております。当該公表に基づく、同期の対象者の損益状況等は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

① 損益の状況

決算年月	平成22年3月期 (第32期)
売上高	46,916百万円
売上原価	23,375百万円
販売費及び一般管理費	15,167百万円
営業外収益	92百万円
営業外費用	745百万円
当期純利益	4,533百万円

② 1株当たりの状況

決算年月	平成22年3月期 (第32期)
1株当たり当期純利益	161.76円
1株当たり配当額	38円
1株当たり純資産額	680.74円

<その他の注意事項>

- 本プレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、法第167条第3項及び令第30条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本プレスリリースの発表から12時間を経過するまでは、対象者の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分ご注意ください。万が一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- 本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための発表文であり、本公開買付けに係る売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付け説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。
- 本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、またはその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（もしくはその一部）またはその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。本プレスリリースにおける当社の今後の計画、見通し、戦略等の将来予想に関する記述は、当社が現時点で合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等の結果は見通しと大きく異なることがあります。
- 本プレスリリースの記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933）第27A条及び米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知もしくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。当社又は関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で当社が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、当社又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。
- 本公開買付けは、日本の法で定められた手続き及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続き及び基準は、米国における手続き及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第13条(e)項または第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続き及び基準に沿ったものではありません。
- 本プレスリリースに含まれる全ての財務情報は米国の会計の基準に基づくものではなく、米国の会社の財務情報と同等のものではありません。また、当社が米国外で設立された会社であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づいて主張しうる権利及び請求を行使することが困難となる可能性があります。さらに、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の会社またはその役員に対して米国外の裁判所において法的手続きを開始することができない可能性があります。加えて、米国外の会社及びその子会社・関連会社をして米国の裁判所の管轄に服せしめることができる保証はありません。
- 本公開買付けに関するすべての手続きは、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が生じた場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- 本プレスリリースの発表、発行または配布は、国または地域によって法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国または地域においては、仮に本プレスリリース又はその訳文を受領されても、本公開買付けに関する株券等の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みをしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。

以上